

休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 対象預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、別段預金、定期積金、定期預金、積立定期預金

2. 異動事由

当行は、上記対象預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) お客さまから、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（預金通帳の記帳については記帳する取引がなかった場合を除く。）
- (5) お客さまからの申し出にもとづく預金通帳または証書の取扱店の変更があったこと
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
- (7) 定期預金共通規定（通帳式）にもとづく通帳式定期預金（定期預金通帳）に係る他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと